

青少年健全育成条例に基づく立入調査に

御協力をお願いします

埼玉県では、インターネットに接続できる携帯電話等の有害情報から青少年を守るためフィルタリングサービスの解除などについて、埼玉県青少年健全育成条例により一定の規制を行っています。

本日は、埼玉県青少年健全育成条例第26条に基づき立入調査に伺いました。お忙しいところ大変恐縮ですが、条例の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- ※ 条例による「青少年」とは、18歳未満の者をいいます。
- ※ 調査を拒むなどの行為をした者は、10万円以下の罰金に処せられることがありますので御注意ください。

問合せ先：青少年課又は最寄りの各地域振興センター（事務所）

問い合わせ先	電話番号
埼玉県県民生活部青少年課	048-830-2904
南部地域振興センター	048-256-1110
南西部地域振興センター	048-451-1110
東部地域振興センター	048-737-1110
県央地域振興センター	048-777-1110
川越比企地域振興センター	049-244-1110
川越比企地域振興センター東松山事務所	0493-24-1110
西部地域振興センター	04-2993-1110
利根地域振興センター	048-555-1110
北部地域振興センター	048-524-1110
北部地域振興センター本庄事務所	0495-24-1110
秩父地域振興センター	0494-24-1110

埼玉県では、インターネットに接続できる携帯電話等の有害情報から青少年を守るため、青少年健全育成条例及び同条例施行規則により一定の規制を行っています。規制の主な概要は次のとおりです。

事業者（販売店）の責務

（1）契約締結に当たっての説明義務、説明書交付義務

携帯電話インターネット事業者は、青少年が使用者となる携帯電話インターネット接続役務契約を締結する場合（契約の内容を変更するときは、フィルタリングサービスを利用しない旨の書面が提出される場合）、青少年又はその保護者に対して次の①～③の内容を説明し、**説明書の交付**を行わなければなりません。

- ① 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずること
- ② 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること
- ③ 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、フィルタリングサービスを利用しない正当な理由が必要であること

【条例第21条の4第2項】

→ 違反事業者には勧告・公表

スマートフォンの場合

契約に係る機器がスマートフォンである場合は、上記に加えて次の①～②の内容を説明し、**説明書の交付**を行わなければなりません。

- ① 無線LAN通信に対応できるフィルタリングアプリ等の有無
- ② 上記①がある場合は、当該フィルタリングアプリ等の必要性、効果及び利用方法

【条例第21条の4第4項】

→ 違反事業者には勧告・公表

上記説明に当たっては、当該フィルタリングアプリ等が円滑・適切に導入されるよう、必要な**助言・作業の代行等**を行うように努めなければなりません。

【条例第21条の4第5項】

(2) フィルタリングサービスの解除について

携帯電話インターネット事業者は、フィルタリングサービスを利用しない旨の**保護者からの書面の提出がなければ、フィルタリングサービスを解除することができません。**

保護者から提出される書面には、次の①～④の事項の記載が必要です。

- ① 申出年月日
- ② 保護者の氏名
- ③ 保護者の電話番号
- ④ フィルタリングサービスを利用しない正当な理由（次のいずれか）
 - ・ 青少年が就労し、業務上必要な場合
 - ・ 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、日常生活に支障が生じる場合
 - ・ 保護者が青少年のインターネットの利用状況を適切に把握し、有害情報を閲覧することがないようにする場合

【条例第21条の4第1項・第3項】

→ 違反事業者には勧告・公表

(3) フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面等の保存義務

携帯電話インターネット事業者は、契約期間が終了する日又は青少年が18歳に達する日まで、保護者から提出された申出の書面若しくはその写しを保存し、又は届出事項が記載された書面等若しくは届出事項が記録された電磁的記録媒体を保存しなければなりません。

【条例第21条の4第3項】

→ 違反事業者には勧告・公表

(4) 立入調査

知事が指定した職員は、携帯電話インターネット事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況を調査したり、関係者に質問することができます。

【条例第26条】

→ 違反者への罰則：10万円以下の罰金

保護者の責務

(1) 携帯電話インターネット事業者の説明を聴く義務

保護者は、条例に基づく携帯電話インターネット事業者の説明を聴くように努めるとともに、青少年自身が契約等の相手方となる場合は、青少年に対する当該説明が円滑に行われるよう携帯電話インターネット事業者への協力に努めなければなりません。

【条例第21条の4第6項】

(2) フィルタリングサービスを利用しない場合の書面提出義務

保護者は、青少年が使用者となる携帯電話インターネット接続役務契約を締結する場合（契約の内容を変更する場合を含む）、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、必要な事項（前ページ（2）①～④）を記載した書面を携帯電話インターネット事業者に提出しなければなりません。

【条例第21条の4第1項】